

(人権に関する通報を取り扱う手続)

採 択 二〇〇〇年六月一日(国連経済社会理事会二〇〇〇年決議一)

経済社会理事会は、人権に関する通報の処理に関する一九五九年七月三日の理事會決議七二八F(XIII)および同決議に関する一九七五年五月六日の理事會決定七九(VIII)を想起し、

また、人権委員会に対して人権および基本的自由の重大な侵害に関する情報を検討する権限を付与した一九六六年六月六日の理事會決議二一三五(XII)人権および基本的自由の侵害に関する通報を取り扱う手続を設けた一九七〇年五月二七日の理事會決議一五〇三(XVIII)ならびに、事態に関する作業部会の設置、構成および任命に関する一九九〇年五月二五日の理事會決議一九九〇/四一を想起し、

さらに、通報の許容性の基準に関する一九七一年八月三日の差別防止および少数者保護小委員会(現在は人権促進保護小委員会決議一XXVI)ならびに、通報に関する作業部会の設置、構成および任命に関する一九七一年八月六日の同小委員会決議二〇XX(VI)を想起し、

右の手続における政府の参加と協力を促進することを目的とする人権委員会の一九七四年三月六日の決定三XXX(II)、一九七八年三月三日の決定五XXX(III)および一九八〇年三月七日の決定九XXX(VI)ならびに、通報に関する作業部会の委員長兼報告者に本議題に関する人権委員会の審議に出席することを招請する一九七八年三月三日の決定三XXX(V)を想起し、

とくに、経済社会理事会決議一五〇三(XVIII)ならびに関連する決議および決定により規律される手続の見直しについての、人権委員会の機構の実効性の強化に関する自由参加の会期間作業部会の勧告を承認する二〇〇〇年四月二六日の人権委員会決議二〇〇〇/一九に留意して、

1 経済社会理事会決議一五〇三(XVIII)ならびに関連する決議および決定により規律される手続の見直しに関する限りにおいて、二〇〇〇年四月二六日の人権委員会決定二〇〇〇/一九を承認する。

2 したがって、人権委員会の機構の実効性の強化に関する自由参加の会期間作業部会の報告書の第三七項に従って任命された通報に関する作業部会は、重大かつ信頼できる程度に立証された人権および基本的自由の侵害の一貫した形態を示すと思われる特定の事態について、事態に関する作業部会の注意を喚起する目的で、小委員会決議一XXX(MX)に示された通報の許容性に関する基準に従い、理事會決議二一八F(XIII)に基づき受理され、通報作業部会の会合の二週間前までに当該政府に送付された通報およびそれに対する政府回答を検討するため、今後は人権促進保護小委員会の年次会合直後に毎年二週間会合することを決定する。

3 事務総長に対して、通報に関する作業部会の委員長兼報告者の承認を得て、作業部会の委員に提供される月毎の非公開の通報の要約非公開の通報の表を準備する際に、明白に根拠を欠く通報を除外することを要請する。除外された通報は、回答のために関係政府に送付されることがないものと了解される。

4 事務総長に対して、通報に関する作業部会の会合の終了後直ちに、当該国に関してとられた行動についてその国に通知することを求める。

5 人権委員会の機構の実効性の強化に関する自由参加の会期間作業部会の報告書の第四〇項に従って任命され、人権委員会に年次会期より一箇月前に毎年一週間会合する、通報に関する作業部会に対して、通報に関する作業部会の非公開の報告書および勧告を検討して、送られた特定の事態を人権委員会に付託するか否かを決定する役割、ならびに、本手続に基づき人権委員会が審査中の特定の事態を検討し、その結果、主要な懸念事項を明らかにする非公開の報告書を、通常は付託された事態に関して委員会がべき行動について勧告する決議案または決定案に対して、委員会が提出する役割を委任する。6 事務総長に対して、第二回目の非公開会合の少なくとも二週間前までに、非公開の書類を人権委員会のすべての委員の利用に供するよう要請する。

7 人権委員会に対して、適当と認めるときは、次の方式を用いて、二の別個の非公開会合において、審査中の事態とともに、事態に関する作業部会により付託された特定の事態を審議する権限を付与する。

(a) 第一回目の非公開会合において、各関係国は冒頭の説明を行うよう招請される。その後、非公開の書類の内容および事態に関する作業部会の報告書に基づいて、人権委員会の委員と関係政府との間で討議が行われる。

(b) 第一回目の非公開会合と第二回目の非公開会合との間に、人権委員会のまたはそれ以上の委員は、事態に関する作業部会から提出された文書の代替案もしくは修正案を提出することができ、かかる草案は、第二回目の非公開会合に先立ち、経済社会理事会の機能委員会の手続規則に従って、事務局により非公開で配布される。

(c) 第二回目の非公開会合において、人権委員会の委員は、決議案または決定案に関して討議し行動をとる。関係政府の一人またはそれ以上の代表は、その国の人権の事態に関してとられる最終の決定または決議が採択される間出席する権利を有する。確立された慣行として、人権委員会の議長は、一五〇三手続に基づいてはもはや扱われていない国の名前とともに、どの国が一五〇三手続に基づいて検討されているかについて、公開の会合で公表するという意思を示す場合を除き、非公開で、関係政府が公表するという意思を示す場合を除き、非公開とする。

(d) 確立された慣行に従い、特定の事態に関してとられる行動は、次の選択肢の一つとする。

(i) さらなる審議または行動が正当とされない場合には、当該問題の審議を中止する。

(ii) 関係政府から受ける追加の情報および一五〇三手続に基づいて人権委員会が入手した追加の情報に照らして、当該事態の審査を継続する。

(iii) 当該事態の審査を継続し、独立専門家任命する。理事會決議二三五(XII)により規律される公開手続に基づいて同の問題を取り上げるために、理事會決議一五〇三(XVIII)により規律される非公開手続に基づく当該問題の審議を中止する。



この作業の再組織化により影響を受けない、理事会決議一五〇三(IVIII)ならびに関連する決議および決定の諸規定は、次の諸規定を含め、引き続き効力を有すると決定する。

(a) 事務総長の義務および責任に関する規定。通報およびそれに関する政府の回答の処理に関して、この義務および責任は、次のものと理解される。

(i) これまでと同じく、申し立てられた人権侵害に関する通報受理の月毎の非公開の要約を作成すること。通報者の身元は要請により削除することができる。

(ii) 要請がある場合には通報者の身元を明かすことなく、受理した言語で、要約した通報の写しを関係政府に回答を求めて送付すること。

(iii) 通報の受理を通報者に通知すること。

(iv) これまでと同じく、政府から受けとる回答を複写し、人權委員会の委員に配布すること。

(b) 一九七四年三月六日の人権委員会決定三二〇〇XXXIの規定を含む、手続への政府の協力および参加を促進することを目的とする規定。

9 通報に関する作業部会、事態に関する作業部会および人權委員会によりこの決議の実施のためにとられるすべての行動は、人權委員会が経済社会理事会上に勧告することを決定する時まで非公開とすることを決定する。

10 この改正された手続は、引き続き一五〇三手続と呼ぶことができることを決定する。

